別表第一第五項第十七号の項中「第五号から」を「第六号から第十四号まで、第十六号から」に改め、同項の次に次のように加える。

十七の二　第七条の三第二項第一号の二の貯槽間の距離	十七の二　可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七の三　第七条の三第二項第一号の三の高圧ガス設備の基礎	十七の三　高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視又は図面により検査する。

別表第一第五項第十九号の項の次に次のように加える。

十九の二　第七条の三第二項第二号の二の設備距離を要しない冷凍設備	十九の二　冷凍設備の設置状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

別表第一第五項第二十八号の項の次に次のように加える。

二十八の二　第七条の三第二項第十号の二の貯槽に設けた安全装置	二十八の二　貯槽に設置した安全装置の設置状況を目視、図面等により検査する。なお、バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
二十八の三　第七条の三第二項第十号の二の圧力リリーフ弁	二十八の三　圧力リリーフ弁の設置状況を目視、図面等により検査する。なお、作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十八の四　第七条の三第二項第十号の三の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	二十八の四　蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第一第五項第二十九号の項の次に次のように加える。

二十九の二　第七条の三第二項第十一号の二の液化水素放出管に接続されることを目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	二十九の二　液化水素の放出は、気化し、及び加温した後、気化し、及び加温する措置

別表第一第五項第三十二号の項中「圧縮水素」の下に「及び液化水素」を加え、同表第五項第四十八号の項中「及び蓄圧器」を「、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器」に改め、同表第五項第六十号の項の次に次のように加える。

六十一　第七条の三第二項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造	六十一　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
六十二　第七条の三第二項第三十六号ロの蓄圧器の劣化を防止するための措置	六十二　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止する措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
六十三　第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎	六十三　液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

別表第三第三項第五十二号の項の次に次のように加える。

五十二の二　第七条の三第一項第十五号イの蓄圧器のフルラップ構造	五十二の二　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
五十二の三　第七条の三第一項第十五号ロの蓄圧器の劣化を防止するための措置	五十二の三　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

別表第三第三項第五十三号の項中「第三号から」を「第四号から第十一号まで、第十三号から」に改め、同項の次に次のように加える。

五十三の二　第七条の三第二項第一号の二の貯槽間の距離	五十三の二　可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五十三の三　第七条の三第二項第一号の三の高圧ガス設備の基礎	五十三の三　高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視又は図面により検査する。

別表第三第三項第五十五号の項の次に次のように加える。

五十五の二　第七条の三第二項第二号の二の設備距離を要しない冷凍設備	五十五の二　冷凍設備の設置状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

別表第三第三項第六十四号の項の次に次のように加える。

六十四の二　第七条の三第二項第十号の二の貯槽に設けた安全装置	六十四の二　貯槽に設置した安全装置の設置状況を目視、図面等により検査する。なお、バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
六十四の三　第七条の三第二項第十号の二の圧力リリーフ弁	六十四の三　圧力リリーフ弁の設置状況を目視、図面等により検査する。なお、作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
六十四の四　第七条の三第二項第十号の三の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	六十四の四　蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第三第三項第六十五号の項の次に次のように加える。

六十五の二　第七条の三第二項第十一号の二の液化水素放出管に接続されることを目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	六十五の二　液化水素の放出は、気化し、及び加温した後、気化し、及び加温する措置

別表第三第三項第六十八号の項中「圧縮水素」の下に「及び液化水素」を加え、同表第三項第八十四号の項中「及び蓄圧器」を「、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器」に改め、同表第三項第九十六号の項の次に次のように加える。

九十七　第七条の三第二項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造	九十七　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
九十八　第七条の三第二項第三十六号ロの蓄圧器の劣化を防止するための措置	九十八　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止する措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
九十九　第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎	九十九　液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。